

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成27年5月28日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：学校図書館司書業務委託

(2) 目的

児童・生徒の読書活動と学習活動の一助とするため、学校図書館に図書館司書等の資格を有する者を配置するなど、学校図書館の運営支援に関する業務を委託し、学校図書館の活用を一層充実させる。

(3) 履行場所

世田谷区立小・中学校の学校図書館（平成27年度：小学校8校、中学校4校）

(4) 履行期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで（平成27～29年度）

ただし、契約は年度毎に締結し、各年度における本事業の予算配当があること、及び平成28年度以降については、前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

(5) 業務日

小学校 月曜日から土曜日の週6日間

中学校 月曜日から金曜日の週5日間及び授業日の土曜日（月1回）

小学校・中学校ともに、年末・年始、祝祭日及び長期休業期間（夏休み等）を除く。

(6) 業務内容

学校図書館運営業務

図書の貸出・返却、蔵書点検・整備等配架整理・書架整備等環境整備等 など

学習活動支援・学習指導支援業務

レファレンス活動、読み聞かせ・ブックトーク、「調べ学習」への支援、

授業に使用する資料の提供等 など

学校図書館地域連携業務

新BOPと連携した放課後・土曜日の対応、学校：放課後・土曜日の学習支援

各校の実態に応じた地域の子どもたち向けのイベント等の企画・実施 など

学校図書館運営支援業務

事業計画の作成及び計画に基づく学校図書館運営の支援、業務責任者の配置、

巡回訪問支援 など

(7) 業務従事者

司書、司書教諭、司書補の資格のいずれかの資格を有する者

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当しないものであること、及び同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) 第 1 7 条の規定による厚生手続開始の申立て若しくは民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) 第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 法人税、消費税、法人事業税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 学校図書館の運営についての考え方・手法は適切であるか。
- (3) 学習活動支援及び学習指導支援についての考え方・手法は適切であるか。
- (4) 学校図書館と地域との連携についての考え方・手法は適切であるか。
- (5) 学校図書館の運営支援についての考え方・体制・手法は適切であるか。
- (6) 学校図書館司書業務について本業務の趣旨を踏まえるとともに、独自性があり、効果の期待できる提案がされているか。
- (7) 本業務を円滑に実施するために十分な体制 (従事者の配置・補充、労務管理の体制等) が確保されているか。
- (8) 従事者の資質や業務の質の向上が図れる研修内容・体制が確保されているか
- (9) 業務を円滑に実施するために、教育委員会事務局教育指導課と緊密に連絡・連携し迅速な対応が可能な体制が確保されているか。
- (10) 緊急時の連絡体制、危機管理体制が整備されているか
- (11) 個人情報保護に関する考え方・体制が整備されているか
- (12) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (13) 業務実施の計画に実行性や具体性はあるか

5 手続き

- (1) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成 2 7 年 5 月 2 8 日 (木) から 6 月 1 0 日 (水)

(午前 9 時から午後 5 時まで (土・日曜日、祝日を除く))

場所 「 7 担当部課 」 と同じ

方法 希望者に直接無償交付する。

- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 平成 2 7 年 6 月 1 0 日 (水) 午後 5 時まで

提出先 「 7 担当部課 」 と同じ

提出方法 持参または F A X により送付すること。

- (3) 提案書の提出期限、提出先及び方法等
提出期限 平成 2 7 年 6 月 2 4 日 (水) 午後 5 時まで
提出先 下記担当部課
方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 契約保証金は免除。
(3) 契約書の作成を要する。
(4) 関連情報を入手するための照会窓口は教育指導課とする。
(5) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
(6) 事業者からの提出物は返却しない
(7) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
(8) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
(9) 詳細は説明書による。

7 担当部課

〒 1 5 4 - 8 5 0 4 世田谷区世田谷 4 丁目 2 1 番 2 7 号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課指導管理係 正木
(世田谷区役所第 2 庁舎 3 階 3 6 番窓口)
電話 : 0 3 - 5 4 3 2 - 2 7 2 4 ファクシミリ : 0 3 - 5 4 3 2 - 3 0 4 1
E-mail : sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp